## 採用情報

総務省東北管区行政評価局では、行政相談業務の補助及び年金記録訂正関連業務に関する事務等を行う非常勤職員 (調査員)を採用することとしています。募集要領は以下のとおりです。

## 募集要領

mth A	
職名	調査員
職務内容	1. 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関すること
	2. 行政相談課等が対応する年金記録訂正関連業務に関する事務
	3. 1、2に定めるもののほか、任命権者が指示する事項
募集人員	1名
募集対象	以下のいずれかの条件を満たしている方
	1. 民間における企業体、団体等又は公務部門の職員としての在職期間を7年以上有し、かつ、その在
	職期間の職務経験が調査員としての職務に直接役立つと認められる者
	2. 年金記録確認第三者委員会事務室において、調査員としての実務経験をおおむね1年以上有する者
	なお、以下に該当する方は応募できませんので、御了承ください。
	1. 日本国籍を有しない者
	2. 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
	・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
	・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
	・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結
	成し、又はこれに加入した者
	3. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの
	以外)
勤務時間	8時30分~17時15分(土日休日を除く)、休憩時間:12時00分~13時00分
勤務地	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎11階 東北管区行政評価局
雇用期間	令和6年8月1日から7年3月31日まで
	採用後、原則として1か月間は条件付採用期間とします。
賃金支給日	原則として毎月16日 (毎月末日締切翌月支払)
賃金	日給 12,518円
	※ 期末・勤勉手当:有(当方規定による。)
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給(ただし、1か月当たり上限55,000円、月の初日に在職
	する者を対象として出勤日数に応じて支給する。)
退職手当	有(一定条件下で6か月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。)
加入保険等	雇用保険(ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。)
	社会保険(厚生年金保険及び国家公務員共済組合制度(短期給付)が一定条件下で適用されます。)
住宅	無・住居手当有(当方規定による。)
応募方法	以下の書類を下記宛先まで郵送又は電子メール (ファイル形式はPDFとし、ファイルサイズは10MB未満と
	してください。)により提出してください(令和6年6月11日(火)17時必着)。
	・履歴書(顔写真貼付)
	※ 職務経歴が分かるよう応募書類にご記入ください。
	・郵送で応募する場合は、封筒に「調査員応募」と朱書きしてください。
	・書類選考の上、通過者のみ面接日時等を通知いたします。
	・応募状況によって募集を締め切らせていただく場合がありますので、郵送又は電子メールの送付前に

	下記連絡先宛てご連絡ください。
その他	・ 応募の秘密については厳守いたします。
	・ 採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。
	・ 雇用期間後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。
	・ また、一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合制
	度(長期給付)が適用されます。

## 履歴書の送付先

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎11階 東北管区行政評価局 総務課 非常勤職員募集(調査員雇用)担当

(メールアドレス)thk-jinji★soumu.go.jp (送付の際は、「★」を「@」に置き換えてください。)

## 連絡先

東北管区行政評価局 総務行政相談部総務課人事係

(担当:佐々木、西村) 151022-262-7831